

令和4年9月

住民のみなさまへ

土砂災害防止法に基づく現地調査のお知らせ

千葉県銚子土木事務所

◆ 調査目的 ◆

- 本調査は、土砂災害警戒区域等の設定に必要な基礎的な事項を調査するものです。
 - 土砂災害防止法※に基づき、土砂災害のおそれのある区域を指定することにより、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転等のソフト対策の推進を目的としています（対策工事を行うためのものではありません）。
- ※土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

◆ 調査期間と内容 ◆

- 調査は、令和4年9月上旬～令和4年11月上旬※の期間で行います。
※ 調査時期については、天候等により多少前後することもあります。また調査箇所によっては現地調査後に再度調査を行うこともありますので、ご了承下さい。
- 本調査は、地形や地質、擁壁などの状況、周辺の土地利用について現地確認するとともに、がけ下端と宅地等の位置関係を簡易測量します。その際、皆様の土地に立ち入ることがあります。
- 調査前には、皆様宅にご挨拶に伺い調査実施日をお知らせします。
なお、ご不在の場合には「ご不在連絡票」を投函して調査実施日をお知らせします。

◆ 調査協力をお願い ◆

- 調査箇所については、別添資料をご参照ください。
- 民地への立入りの際には、事前に住民の方に、ご了解を得た上で調査を行います。
- 立木の伐採は行いません。また、溪流や田畑を荒らさぬよう細心の注意をもって調査を行います。
- 調査員は『身分証明書』を携帯し、本調査の作業員であることを明確にします。

◆ お問い合わせ先 ◆

<発注元>

千葉県 銚子土木事務所

担当：調整課 大江 (TEL：0479-22-6561)

<調査実施業者>

株式会社パスコ

担当：東北事業部 技術センター 社会情報部 施設情報課

榊・蔡 (TEL：043-297-5600)

住民のみなさまへ

土砂災害防止法に基づく現地調査を始めます！

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

今回の調査です



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

今回の調査です

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象

地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

土砂災害警戒区域では…

警戒避難体制の整備



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

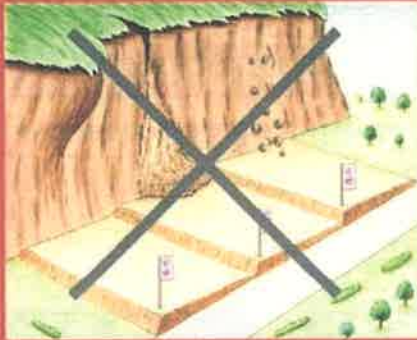
さらに土砂災害特別警戒区域では…

建築物の構造規制



想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

建築物の移転



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

問い合わせ先 千葉県 銚子土木事務所 調整課

電話 0479-22-6561

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。